

県営住宅の収入申告について

収入申告の概要

県営住宅の入居者は、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例第15条の規定に基づき、毎年度、世帯全員の収入を申告することになっています。

この申告に基づいて収入を認定し、翌年度の家賃を決めることとなります。

なお、収入の申告がない場合や、提出したが書類が足りない場合には、「近傍同種の住宅の家賃（民間住宅相当額）」となるので注意が必要です。

また、収入申告の結果、入居基準額を超えている場合、収入超過者や高額所得者として認定され、近傍同種の住宅の家賃（収入超過者は段階的に加算額が増える）となるとともに、住宅明け渡しの努力義務（高額所得者は、期限を定めた明渡し請求を受ける。）が課されることとなります。

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例 抜粋

（収入の申告等）

第15条 入居者は、毎年度、知事に対し、収入を申告しなければならない。

2 前項の規定による収入の申告は、省令（公営住宅法施行規則）に規定する方法によるものとする。

3 知事は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 入居者は、前項の認定に対し、知事の定めるところにより意見を述べるができる。この場合において、知事は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

<収入超過者とは>

県営住宅に引き続き3年以上入居している方で、入居基準額を超える収入のある方をいいます。

収入超過者に認定されると、近傍同種の住宅の家賃を限度として段階的に家賃が引き上げられることになり、また、住宅を明け渡すよう努力する義務が課されます。

<高額所得者とは>

県営住宅に引き続き5年以上入居している方で、最近2年間引き続き入居基準額を超える収入のある方をいいます。

高額所得者に認定されると、近傍同種の住宅の家賃の適用を受け、指定された期限までに県営住宅を明け渡すよう請求を受けることとなります。